

北郷森林セラピートレイル大会への対応方針について

1 北郷森林セラピートレイル大会の開催要望について

5月9日に開催された日南市北郷町森林セラピー協議会総会において、会長から「毎年3月に北郷町においてトレイルランを実施している。参加者に、自然の豊かさやセラピー協議会の日頃の活動を理解していただくことを目的としており、今年度も第7回目としてトレイルランをぜひ開催させて頂きたい。」との強い要望があったところ。

2 北郷森林セラピートレイル大会の現状

- (1) 主催者 NP0 法人ごんはる（後援：日南市北郷町森林セラピー協議会）
- (2) 参加人数 約130人（第3回から第6回の平均人数）
- (3) 距離 22km（ロングコース）、累積標高（登りの合計値）1,800m
- (4) 制限時間 7時間
- (5) コース図 別紙のとおり

3 保護林内の登山道等の状況（6月14日現地確認済）

- (1) 登山道の状況
登山道全体を通じ、過去の大会開催による路面荒廃等は確認でなかった。
- (2) 植生への影響等
登山道周辺の植生については、尾根沿いでは両側が急斜面の場合が多いため、登山道を外れない限り、植生への影響はないと思われる。
ただし、溪流沿いでは、エビネランやカンアオイ等の希少種が散見されたことから、登山道からの逸脱を防止するため、参加者への注記喚起等が必要と思われる。

4 対応方針

保護林設定以前から開催していること、及び地元の要望、現地確認結果を踏まえ、開催を容認するが、保護林内の通過時における自然環境保全に配慮した遵守事項を定め、主催者及び参加者に対し、これらの遵守徹底を要請する。併せて、大会終了後はモニタリングを実施し、登山道の荒廃や植生への影響が認められた場合には、主催者は森林管理署の指導の下、原状回復に努めるとともに、今後の対応について協議する。

第6回北郷森林セラピートレイルコース図

- ロングコース 距離：22km / 累積標高：1,800m
- ショートコース 距離：7km

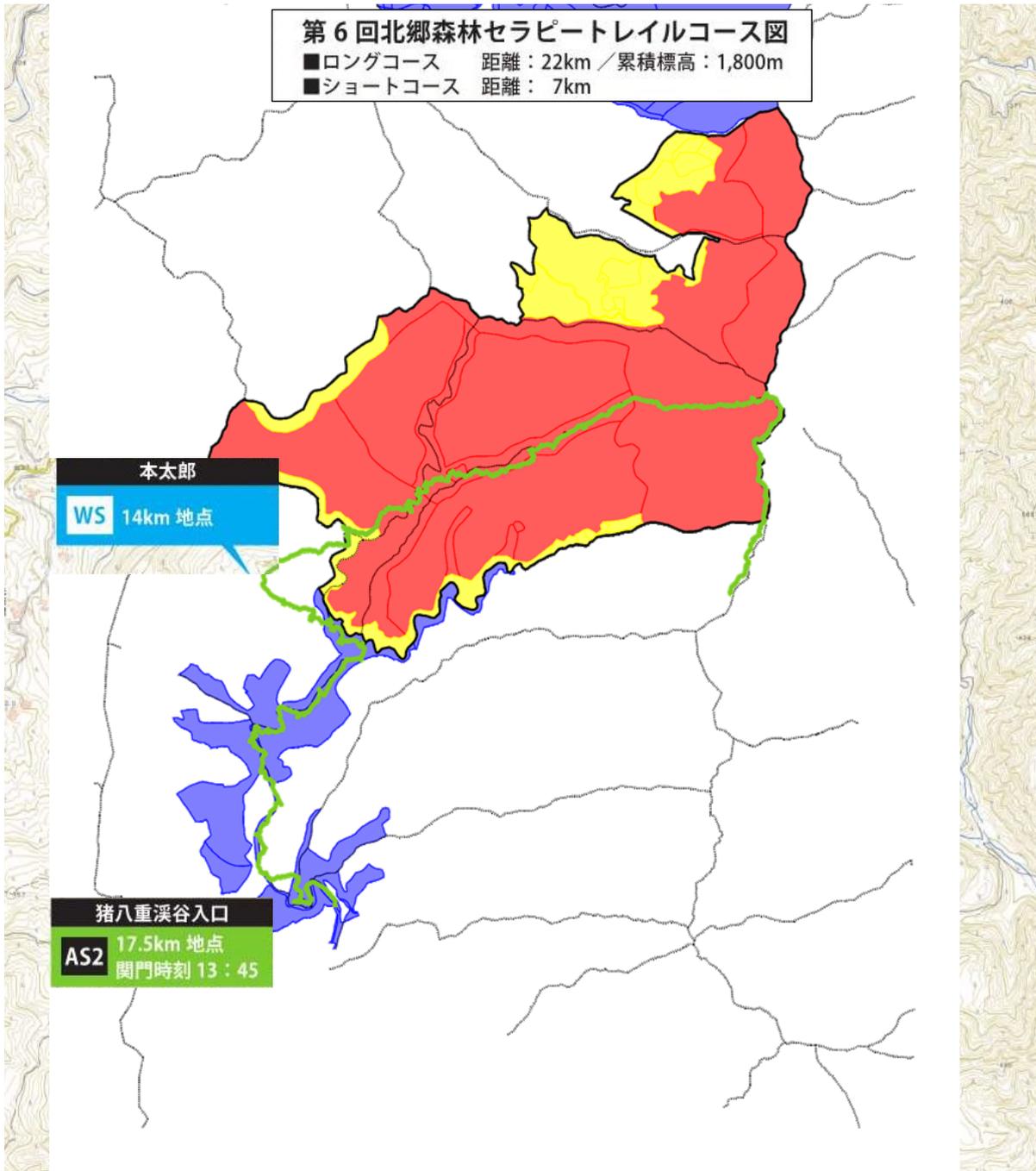




写真 1



写真 2



写真 3



写真 4



写真 5

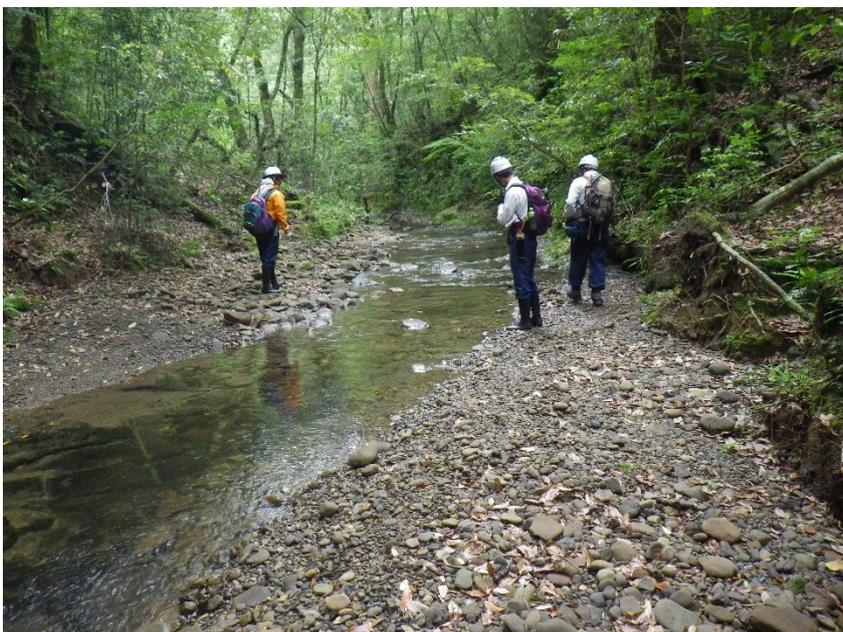


写真 6

入林届

- 1 入林場所 都道府県 郡 市町村大字 字
国有林 林班 小班 (全又は一円)
- 2 入林期間 自 年 月 日
至 年 月 日
- 3 入林の目的
- 4 入林の際に使用する器具類
- 5 申請者代表 住所・氏名・連絡先及び入林者数 (複数の場合、別添入林者名簿を提出)

この度、上記のとおり入林届を提出します。なお、入林中に事故が発生しても当方の責任において措置し、貴署等には一切迷惑をかけませんので、入林する際は別紙 1 及び別紙 2 の遵守事項を承諾します。

年 月 日

申請者住所

氏名

連絡先 (☎、FAX 番号及びメールアドレス)

記

貴殿から届出のあった国有林野への入林は受理します。なお、国有林は、一般の立入りを前提に管理を行っていません (入林者の安全を保障することはできません)。したがって入林者は、落石や落枝、倒木等の危険に十分注意するとともに、別紙の遵守事項に沿って行動してください。また、入林にあたっては、この入林届の写しを携行してください。

年 月 日

森林管理 (支) 署

接 受 印

接 受 印

(別添)

入林者名簿

氏名	氏名
備考	

※入林届の提出時に入林者を確定できない特段の理由がある場合、記載は不要。その場合、備考にその理由を記載。

【別紙1】

【入林に際しての遵守事項】

入林される際は、下記の事項について入林者全員へ周知し確実に遵守されるよう対応をお願いします。

記

一般的な事項について

- 入林は、自己責任が原則です。天候や現地の情報を確認し、十分な装備で入林してください。
- 悪天候時には滑落、落石、倒木、崩壊等の危険性が高まるため、入林を控えてください。
- 当森林管理署等職員が入林届の提示を求めることがありますので、入林の際には入林届を携行するとともに、森林管理署等職員の指示に従ってください。車両を使用して入林する場合には、入林届をダッシュボードなどの見える位置に置いてください。
- 立入制限の標示がある区域には、立ち入らないでください。
- 国有林内での火気の取り扱いには十分注意してください。たき火、タバコの投げ捨ては行わないでください。
- ごみは必ず持ち帰ってください。不法投棄には厳しい罰則が設けられています。
- 林道のゲートや鍵は絶対に壊さないでください。（※器物損壊罪が適用される場合があります。）
- 動植物の保護に御協力ください。

その他

- 立木の伐採、損傷及び土地の形質変更を行う場合、許可が必要です。無断でこれらの行為を行った場合には法により罰せられることがあります。
- 万が一、事故や災害に遭った場合には一切の責任を負いかねますので、御了承ください。

特記事項

※車両により入林される方、複数人での入林を計画されている方、調査等を目的として入林される方は裏面も御覧ください。

車両により入林される方へ

林道は道幅が狭い上、見通しも悪く、落石や土砂崩れなど危険の恐れがありますので、次の事項を遵守し、通行願います。

- ・林道を運転される場合は、スピードを落として安全運転をお願いします。
- ・カーブは徐行し、クラクションを鳴らすなど、出会いがしらの衝突に注意するとともに、昼間でもヘッドライトを点灯するなど、対向車に注意しながらの運転に努めてください。
- ・林道上は駐車禁止です。駐車する必要がある場合は、他の車両通行を妨げないよう待避所・車回し場所等に駐車してください。
- ・林道の安全が確保できない場合や、当署等の事業実行に支障がある場合はゲートを閉鎖・施錠しています。通行禁止となっている林道には、絶対に車両を乗り入れないでください。

複数人での入林を計画されている方へ

- ・参加者の安全には十分配慮し、事故等が発生しないよう気をつけてください。
- ・参加者に万一事故が発生した際のことを考慮し、緊急時の体制を整えてください。

調査研究活動等を目的として入林される方へ

- ・調査研究用試料等の採取を行う場合には、必要最小限度に留めてください。なお、高山植物等の採取を行う場合には、別途申請書を提出してください。
- ・調査中は森林管理署等へ入林届をして調査していることが第三者にわかるように表示してください。特に一般の方の立ち入りを禁止している場所で作業する際は、標識や腕章等を用いて、承諾を受けていることがわかるようにし、第三者が入り込まないような対応をお願いします。
- ・使用した機材、標識等は、調査研究活動が終わり次第撤去してください。

北郷森林セラピートレイル大会実施に際しての遵守事項

猪八重照葉樹林生物群集保護林内においてトレイルランを開催される際は、植生への影響を抑えるために、下記事項について遵守してください。

記

1 一般登山者に対する配慮について

やむを得ない場合を除き、既存の登山道を外れないでください。

また、一般登山者とすれ違ったり、追い抜いたりする場合は登山者を優先してください。

2 急傾斜地や狭隘箇所の通過時及び追い越し時の配慮について

保護林内の登山道には、急傾斜地や狭隘な箇所が多くあります。このため、このような箇所では、登山道の荒廃を招かぬよう、走らずに歩いてください。

また、追い越し時は、双方で声を掛け合うとともに、植生など周囲の自然への影響を極力無くすよう十分配慮してください。

3 遵守事項の周知徹底による意識啓発について

主催者は、森林環境保全に対する参加者の意識を高めるため、上記1及び2の遵守事項並びに別紙1の「入林に際しての遵守事項」のうち必要なものを大会パンフレット等に盛り込み、意識啓発してください。

4 植生への配慮等について

主催者は、開催前に登山道の事前調査を行い、森林管理署の了解の下、植生への影響が懸念される箇所及び危険箇所に注意標識を設置するとともに、注意標識に従うよう参加者に周知徹底してください。

事前調査の段階で登山道上に支障木があった場合でも、保護林の趣旨に照らし、処理せずそのままにしておいてください。

5 モニタリングの実施について

上記4の箇所については、開催前及び開催後の状況変化の有無を把握できるよう、森林管理署の指導の下、モニタリングを実施し、任意様式に写真を添付のうえ森林管理署に報告してください。

6 モニタリング結果等への対応について

モニタリング結果等により、登山道の荒廃や植生への影響が大きいと森林管理署が認めた場合には、主催者は森林管理署と協議のうえ原状回復に努めてください。その後、森林管理署から大会の実施方法について協議します。

7 その他

上記以外の事項については、主催者は森林管理署と協議してください。